

令和 6 年

西条市議会第 6 回 1 2 月定例会提出議案書

(その 4)

西 条 市

目 次

議案第 8 号 教育長の任命について	1
------------------------------	---

議案第 8 号

教育長の任命について

教育長を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和 7 年 1 月 9 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

1 住所

西条市吉田

2 氏名

青 野 信 樹

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに教育長を任命しようとするものである。

関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。

5 （略）

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。